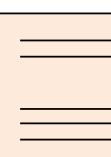
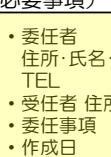
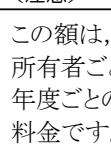


固定資産税に関する諸証明の請求について

※証明書の内容は、賦課期日（1月1日）現在のものです。

賦課期日（1月1日）後に物件を取得された方についても、前所有者（1月1日現在）で発行します。

《窓口での請求の際に準備していただくもの》

① 交付請求書 	<p>「固定資産税に関する諸証明等交付請求書」を印刷し、必要事項を記入してください。 なお、資産税課及び各支所の窓口に交付請求書は用意してあります。</p>																								
② 窓口に来られた方の本人確認書類等（必須） 	<p>○個人請求の場合： マイナンバーカード（通知カード不可）、運転免許証、健康保険証、パスポート、介護保険証、在留カード、障害者手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した免許証・許可証・若しくは資格証明書等</p> <p>※資格者請求の場合、補助者（補助者証の窓口確認）の代理提出を認めます。資格者の職印が必要です。</p> <p>○法人請求の場合： 法人名の入った社印又は代表者印の押印、及び窓口に来られた方の従業員証等 (法人名が入ってない場合は、印鑑証明書が必要になります。)</p>																								
③ 添付書類等（委任状は④） 	<table border="1"><tr><td>本人</td><td>上記、本人確認書類等（法人は本店の証明を支店等から請求可）</td></tr><tr><td>相続人</td><td>請求者が相続人であることが確認できる戸籍謄本等の写し（被相続人の死亡日及び被相続人との続柄が分かるもの）を添付してください。 また、所有者の住所が確認できない場合、住民票の除票又は戸籍の附票が必要になる場合があります。</td></tr><tr><td>代理人</td><td>所有者又はその相続人からの委任状（作成日から3ヶ月以内の原本） ※委任状が省略できる場合：住民票上同世帯の親族が代理で請求する場合（呉市外の方は、同世帯とわかる直近の住民票が必要です。）</td></tr><tr><td>法定代理人</td><td>法定代理人である旨の記載された登記事項証明書、又は裁判所からの通知書等</td></tr><tr><td>借地人、借家人</td><td>賃貸借契約書及び領収書等の地代・家賃の支払が確認できるもの</td></tr><tr><td>非課税証明の必要な人</td><td>該当する物件の最新の登記簿の写しが必要です。</td></tr><tr><td>新所有者</td><td>賦課期日（1月1日）後に新所有者になられた方は、最新の登記簿の写しが必要です。</td></tr><tr><td>不動産媒介人</td><td>所有者との媒介契約書（特約事項に証明書取得の記載があるもの）</td></tr><tr><td>債権者等</td><td>競売申立書一式、仮差押命令申立書一式、仮処分命令申立書一式 の写し</td></tr><tr><td>競売買受人</td><td>代金納付期限通知書（未登記家屋も評価証明が必要）</td></tr><tr><td>提訴人</td><td>訴状・申立書一式の写し等（弁護士、司法書士には専用帳票あり）</td></tr></table>	本人	上記、本人確認書類等（法人は本店の証明を支店等から請求可）	相続人	請求者が相続人であることが確認できる戸籍謄本等の写し（被相続人の死亡日及び被相続人との続柄が分かるもの）を添付してください。 また、所有者の住所が確認できない場合、住民票の除票又は戸籍の附票が必要になる場合があります。	代理人	所有者又はその相続人からの委任状（作成日から3ヶ月以内の原本） ※委任状が省略できる場合：住民票上同世帯の親族が代理で請求する場合（呉市外の方は、同世帯とわかる直近の住民票が必要です。）	法定代理人	法定代理人である旨の記載された登記事項証明書、又は裁判所からの通知書等	借地人、借家人	賃貸借契約書及び領収書等の地代・家賃の支払が確認できるもの	非課税証明の必要な人	該当する物件の最新の登記簿の写しが必要です。	新所有者	賦課期日（1月1日）後に新所有者になられた方は、最新の登記簿の写しが必要です。	不動産媒介人	所有者との媒介契約書（特約事項に証明書取得の記載があるもの）	債権者等	競売申立書一式、仮差押命令申立書一式、仮処分命令申立書一式 の写し	競売買受人	代金納付期限通知書（未登記家屋も評価証明が必要）	提訴人	訴状・申立書一式の写し等（弁護士、司法書士には専用帳票あり）		
本人	上記、本人確認書類等（法人は本店の証明を支店等から請求可）																								
相続人	請求者が相続人であることが確認できる戸籍謄本等の写し（被相続人の死亡日及び被相続人との続柄が分かるもの）を添付してください。 また、所有者の住所が確認できない場合、住民票の除票又は戸籍の附票が必要になる場合があります。																								
代理人	所有者又はその相続人からの委任状（作成日から3ヶ月以内の原本） ※委任状が省略できる場合：住民票上同世帯の親族が代理で請求する場合（呉市外の方は、同世帯とわかる直近の住民票が必要です。）																								
法定代理人	法定代理人である旨の記載された登記事項証明書、又は裁判所からの通知書等																								
借地人、借家人	賃貸借契約書及び領収書等の地代・家賃の支払が確認できるもの																								
非課税証明の必要な人	該当する物件の最新の登記簿の写しが必要です。																								
新所有者	賦課期日（1月1日）後に新所有者になられた方は、最新の登記簿の写しが必要です。																								
不動産媒介人	所有者との媒介契約書（特約事項に証明書取得の記載があるもの）																								
債権者等	競売申立書一式、仮差押命令申立書一式、仮処分命令申立書一式 の写し																								
競売買受人	代金納付期限通知書（未登記家屋も評価証明が必要）																								
提訴人	訴状・申立書一式の写し等（弁護士、司法書士には専用帳票あり）																								
④ 委任状（必要事項） <ul style="list-style-type: none">委任者 住所・氏名・印鑑・TEL受任者 住所・氏名委任事項作成日 	<p>PDF「委任状(評価・課証明、名寄帳の写し、その他用)」を印刷し必要事項を記入するか、自分で作成されたものでも可。必要事項を漏れなく記入してください。【作成日から3ヶ月以内の原本】</p> <p>※当該交付請求のみに係る委任状はお返しできませんが、それ以外の場合で還付が必要な場合は、委任状原本に加え、原本の写しに「原本と相違ありません」と記載し、署名・押印したものが必要です。</p> <p>※委任者の方にお電話させていただく場合がありますので、日中連絡のつく連絡先電話番号を必ずご記入ください。</p>																								
⑤ 手数料等（注意） <p>この額は、所有者ごと、年度ごとの料金です。 共有は別所有者となります。</p> 	<table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>内 容</th><th>手 数 料 等</th></tr></thead><tbody><tr><td>評価証明書</td><td>評価額の証明</td><td>土地・家屋ごとに1枚につき300円（5物件） ※1筆の中で用途が複数あったり、家屋で増築等がある場合は実際の「筆数・棟数」と異なることがあります。</td></tr><tr><td>公課証明書</td><td>税相当額の証明</td><td></td></tr><tr><td>評価公課証明書</td><td>評価額、課税標準額、及び税相当額の証明</td><td></td></tr><tr><td>名寄帳の写し</td><td>所有する土地家屋の所在地、評価額、課税標準額、年税額等の記載</td><td>1枚目は300円、2枚目以降は1枚100円</td></tr><tr><td>無資産証明書</td><td>呉市に土地家屋を所有していない旨の証明</td><td>1枚につき300円</td></tr><tr><td>非課税証明書</td><td>非課税理由の証明</td><td>土地・家屋ごとに1枚につき300円（5物件）</td></tr><tr><td>償却資産証明</td><td>償却資産課税台帳に基づく証明</td><td>1枚につき300円（証明物品のリスト要）</td></tr></tbody></table>	種類	内 容	手 数 料 等	評価証明書	評価額の証明	土地・家屋ごとに1枚につき300円（5物件） ※1筆の中で用途が複数あったり、家屋で増築等がある場合は実際の「筆数・棟数」と異なることがあります。	公課証明書	税相当額の証明		評価公課証明書	評価額、課税標準額、及び税相当額の証明		名寄帳の写し	所有する土地家屋の所在地、評価額、課税標準額、年税額等の記載	1枚目は300円、2枚目以降は1枚100円	無資産証明書	呉市に土地家屋を所有していない旨の証明	1枚につき300円	非課税証明書	非課税理由の証明	土地・家屋ごとに1枚につき300円（5物件）	償却資産証明	償却資産課税台帳に基づく証明	1枚につき300円（証明物品のリスト要）
種類	内 容	手 数 料 等																							
評価証明書	評価額の証明	土地・家屋ごとに1枚につき300円（5物件） ※1筆の中で用途が複数あったり、家屋で増築等がある場合は実際の「筆数・棟数」と異なることがあります。																							
公課証明書	税相当額の証明																								
評価公課証明書	評価額、課税標準額、及び税相当額の証明																								
名寄帳の写し	所有する土地家屋の所在地、評価額、課税標準額、年税額等の記載	1枚目は300円、2枚目以降は1枚100円																							
無資産証明書	呉市に土地家屋を所有していない旨の証明	1枚につき300円																							
非課税証明書	非課税理由の証明	土地・家屋ごとに1枚につき300円（5物件）																							
償却資産証明	償却資産課税台帳に基づく証明	1枚につき300円（証明物品のリスト要）																							

《ご請求・お問い合わせ》

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市役所資産税課 証明担当 TEL 0823-25-3211・3214

固定資産税に関する諸証明等交付請求書（窓口用）

呉市長あて

請求日 令和 年 月 日

窓口に来られた方 （法人の場合は代表者印又は法人印の押印が必要です。）

住所			
フリガナ	生年月日	明・大・昭・平 / 西暦 年 月 日	
氏名			
専門連絡のつく電話番号	()	自宅・携帯・勤務先	
証明が必要な方との関係	本人 同世帯の親族 相続人() 代理人 代表者 従業員等 その他()		

※代表者印または法人印の押印がある場合は、委任状を省略することができます。

証明が必要な方（1月1日現在の所有者、または現在の所有者）

法人名の入った印

住所 (所在地)		
フリガナ	生年月日	明・大・昭・平 / 西暦 年 月 日
氏名		

使いみち 法務局 税務署 裁判所 金融機関 明細把握 その他()

何が必要ですか

必要な証明について記入してください。

1. 固定資産税課台帳記載事項証明書及び公課証明書

評価額のみ表示 <input type="checkbox"/> 評価証明書	<input type="checkbox"/> 土地全部 <input type="checkbox"/> 家屋全部 <input type="checkbox"/> 物件指定	通	<input type="checkbox"/> 最新年度 <input type="checkbox"/> ()年度 <input type="checkbox"/> ()～()年度
税相当額のみ表示 <input type="checkbox"/> 公課証明書		通	
評価額・課税標準額・税相当額を表示 <input type="checkbox"/> 評価公課証明書	※物件指定がある場合は物件記入欄に記入してください。	通	

2. 名寄帳の写し他

<input type="checkbox"/> 名寄帳の写し (<input type="checkbox"/> 単有 <input type="checkbox"/> 共有)	※名寄帳に非課税物件は掲載されません。 通	<input type="checkbox"/> 最新年度 <input type="checkbox"/> ()年度 <input type="checkbox"/> ()～()年度
<input type="checkbox"/> 非課税証明書	※該当する物件の登記簿の写しが必要です。 ・証明日(4月～12月)：証明日の属する年に発行された登記簿 ・証明日(1月～3月)：証明日の属する年の前年以降に発行された登記簿 通	
<input type="checkbox"/> その他()	通	

物件記入欄	所在地	家屋番号
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	呉市	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	呉市	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	呉市	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	呉市	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	呉市	

処理欄	□ 同世帯 □ 相続人 □ 报者 □ 確認者	評価	300円/枚	/枚
①マイカ・車・保・いきいき・住力・バスボ 障手・資格()・補助		公課	300円/枚	/枚
②社員・キャッシュ・通帳 診察・()	評価公課	300円/枚	/枚	
※ 確認票	名寄帳	300円/枚	/枚	
	2枚目以降	100円/枚	/枚	
	その他	円/枚	/枚	
	手数料			円